

令和3年分 年末調整チェックシート

社員コード _____ 氏名 _____

以下、各項目必要な箇所にて、提出枚数を記入の上、提出する申告書や添付書類の準備を行い、

月 日 までにご提出をお願いします。

◆ 給与所得者の扶養控除等申告書 【 全員提出要 □令和3年分 □令和4年分 】

◆ 令和3年分

1. 本年中に家族(控除対象扶養親族等)の異動があったことなどにより訂正が必要な場合は、適宜訂正の上、提出してください。

2. 以下の該当者は、添付する書類の■に✓を付し、【●枚】の●内に提出枚数を記入の上、提出してください。

予定を含め1年以上海外に住む扶養親族(その者に係る扶養控除・障害者控除の適用を受ける場合)がいる方

- 親族関係書類(既提出分を除く)【●枚】
- 送金関係書類【●枚】

◆ 令和4年分

令和4年に新たに上記2.に該当する場合は、右下の書類の■に✓を付し、【●枚】の●内に提出枚数を記入の上、提出してください。

- 親族関係書類【●枚】

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

以下いずれか支払った方は、添付する書類の■に✓を付し、【●枚】の●内に提出枚数を記入の上、適宜記入した申告書とともに提出してください。

生命保険料又は地震保険料を支払った方

- 生命保険料控除証明書【●枚】
- 地震保険料控除証明書【●枚】

あなた個人で①~④いずれかを直接支払った方*

*給与天引き分は除きます

①国民年金の保険料、国民年金基金の掛金

■ 社会保険料控除証明書【●枚】

国民年金の2年前納で[各年に申告する]を選択した場合、[申告する年]が令和3年を添付

②国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料など

③小規模企業共済等掛金

■ 小規模企業共済等掛金払込証明書【●枚】

④個人型確定拠出年金の掛金など

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方は、適宜記入して提出してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

1. 合計所得金額の見積額が、①②いずれにも該当する場合は、適宜記入して提出してください。

① あなたの合計所得金額…1,000万円以下(給与のみ→年収1,195万円以下*)
※所得金額調整控除適用者は1,210万円以下

② 配偶者の合計所得金額…133万円以下(給与のみ→年収201.6万円未満)

2. 以下の該当者は、添付する書類の■に✓を付し、【●枚】の●内に提出枚数を記入の上、提出してください。

予定を含め1年以上海外に住む配偶者(その者に係る配偶者控除等の適用をする場合)がいる方

- 親族関係書類(既提出分を除く)【●枚】
- 送金関係書類【●枚】

◆ 所得金額調整控除申告書 いずれか✓→【 □提出要 □提出不要 】

以下の該当者は、適宜記入して提出してください。

年収850万円超で、右のいずれかに該当する方

- ①あなたが特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する

◆ その他 いずれか✓→【 □該当(□提出あり □提出なし) □非該当 】

以下の該当者は、添付する書類の■に✓を付し、【●枚】の●内に提出枚数を記入の上、提出してください。

住宅ローン控除適用者(2年目以降)

- 住宅借入金等特別控除申告書【●枚】
(税務署から当初届いたものうち本年分)
- 年末借入金残高証明書【●枚】
(毎年金融機関から送付されるもの)

今年からここで働き始めた方

- 給与所得の源泉徴収票(本年分のみ)【●枚】
(他の給与支払者から交付を受けたもの)

提出前に、【全員提出要】や【提出要】の申告書、✓した添付書類に準備忘れがないか、ご確認ください。

給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

添付書類は、こちらに貼付して提出してください。

例.

- ✓ 前職の給与所得の源泉徴収票
- ✓ 生命保険料控除証明書
- ✓ 地震保険料控除証明書
- ✓ 社会保険料控除証明書
- ✓ 小規模企業共済等掛金払込証明書 等

貼付前に、ご確認ください。

- 源泉徴収票や証明書に記載された年は「令和3年」「2021年」になっていますか？
→“令和2年”“2020年”など、本年ではない書類は適用できません。記載されている年をご確認ください。
- 証明書に係る保険料などを支払った人は、申告者(あなた)ご自身ですか？
→負担者が申告者(あなた)自身でなければ、控除を受けることはできません。

[主な用語]

- 扶養親族…所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の人
- 控除対象扶養親族…扶養親族のうち年齢が16歳以上の人
- 同一生計配偶者…所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の人